

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

長崎県知事認証の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定により、以下の法人の設立の認証を取り消しました。

- 法人名
特定非営利活動法人 佐世保さくらの里

- 主たる事務所の所在地
佐世保市矢岳町 473 番地 2

- 代表者
三岳 信昭

- 認証年月日
平成 21 年 7 月 3 日

- 取消年月日
平成 27 年 1 月 14 日

- 取消し理由
特定非営利活動法人においては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第29条及び長崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長崎県条例第27号）第5条の規定により、事業報告書等の書類を毎事業年度初めの3ヶ月以内に提出しなければならないとされている。

しかし、当団体は平成22年度の事業報告書等の提出（平成23年12月12日受付）を最後に、それ以降事業報告書等を提出しておらず、法第43条第1項の規定する取消要件（3年以上にわたって法第29条の規定による事業報告書等の提出が行われていないとき）に該当する。

- 根拠法令
特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項